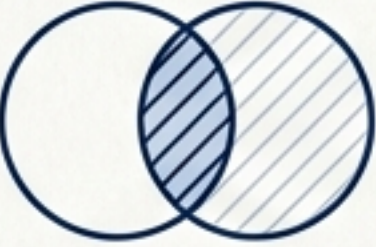


令和8年4月8日版 特許・実用新案審査基準 改訂案の実務的インパクト


審査の明確化・迅速化に向けた4つの重要アップデートと出願戦略への影響

令和8年4月8日
特許庁 審査基準室




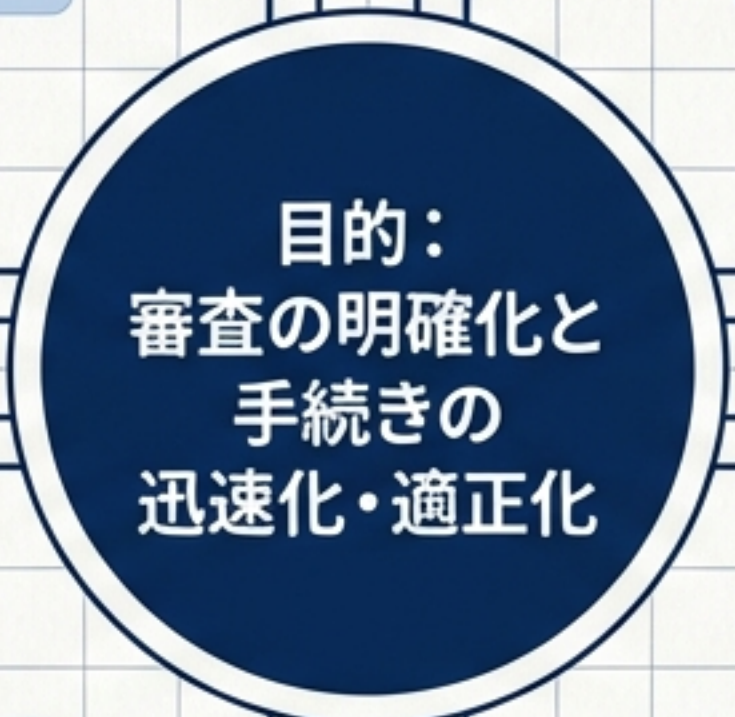
1. 「除くクレーム」と進捗性
(新規事項追加の明確化と
阻害要因の評価)

改訂




2. 外国語書面出願
(翻訳ルール厳格化と
分割要件の整理)

改訂



3. 同日出願の手続き
(協議指令の迅速化と
処理フロー刷新)

改訂



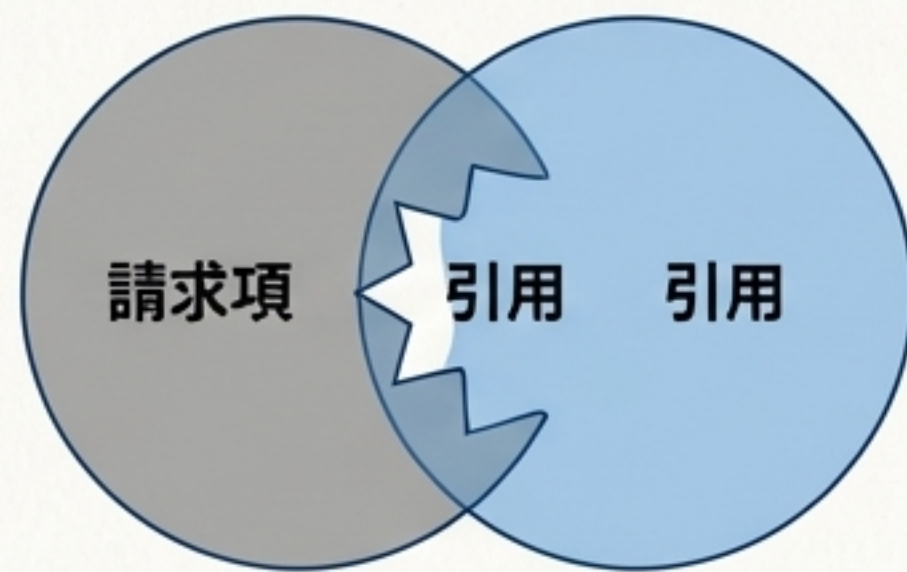
4. 拡大先願の判断
(出願人同一性の
「実質的」判断の強化)

改訂

「除くクレーム」における新規事項追加リスクの再定義

Misconception (誤解)

「引用発明との重なりを除けば、常に新規事項追加にならない」は誤り。



Rule (原則) & Insight (実務への示唆)

(i)の要件は「通常許される具体例」であり、絶対的な判断基準ではない。重なりを除外することで「顕著に異なる発明を含まないこと」を明らかにする補正であることが大前提。

(i)に該当しなくても直ちにNGとなるわけではなく、柔軟なアプローチ ((i)以外の考え方に準じた補正) が認められる余地が明記された。



進歩性判断の高度化：ゼロイチからの脱却

阻害要因の評価

阻害要因は「ある/ない」の二元論ではなく、その「程度の差異」を踏まえて評価される（他の要素も同様）。反論時のロジック精緻化が必須に。



課題の認定の拡張

引用文献に明示された課題にとらわれる必要はない。出願時の技術常識に基づき、当業者が想定し得る課題も考慮対象として明記された。



外国語書面出願における翻訳文提出の厳格化（制度濫用の防止）

Issue（課題）	出願維持のみを目的とした骨組みだけの翻訳提出と、後日の一括追加という不適切な運用。
Rule（新運用）	誤訳訂正書が「明らかに誤訳の訂正を目的としていない」場合、通常の補正と同様に扱い、「翻訳文新規事項」として却下されることが明確化。



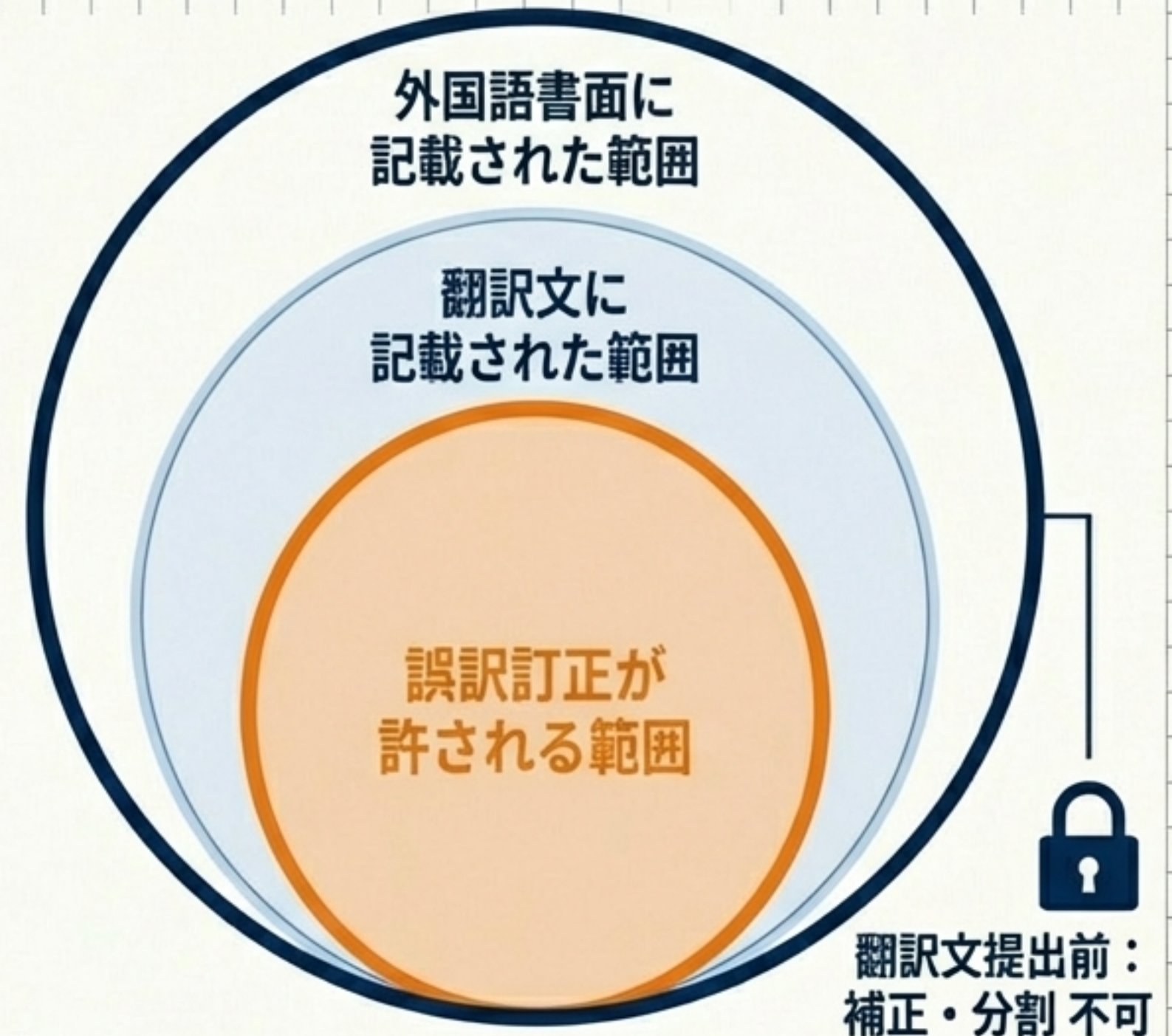
分割出願の実体的要件の明確化：要件2の読み替え

Rule

原出願が外国語書面出願の場合の分割要件は、「外国語書面内」かつ「翻訳文内（誤訳訂正が許される範囲を含む）」の両方を満たす必要がある。

Restriction

翻訳文が提出される前の時期は、補正および分割出願が不可であることの根拠が明記された（変更出願や国際特許出願からの分割等も同様の扱い）。



分割直前の明細書に誤訳があった場合の救済フロー（要件3）

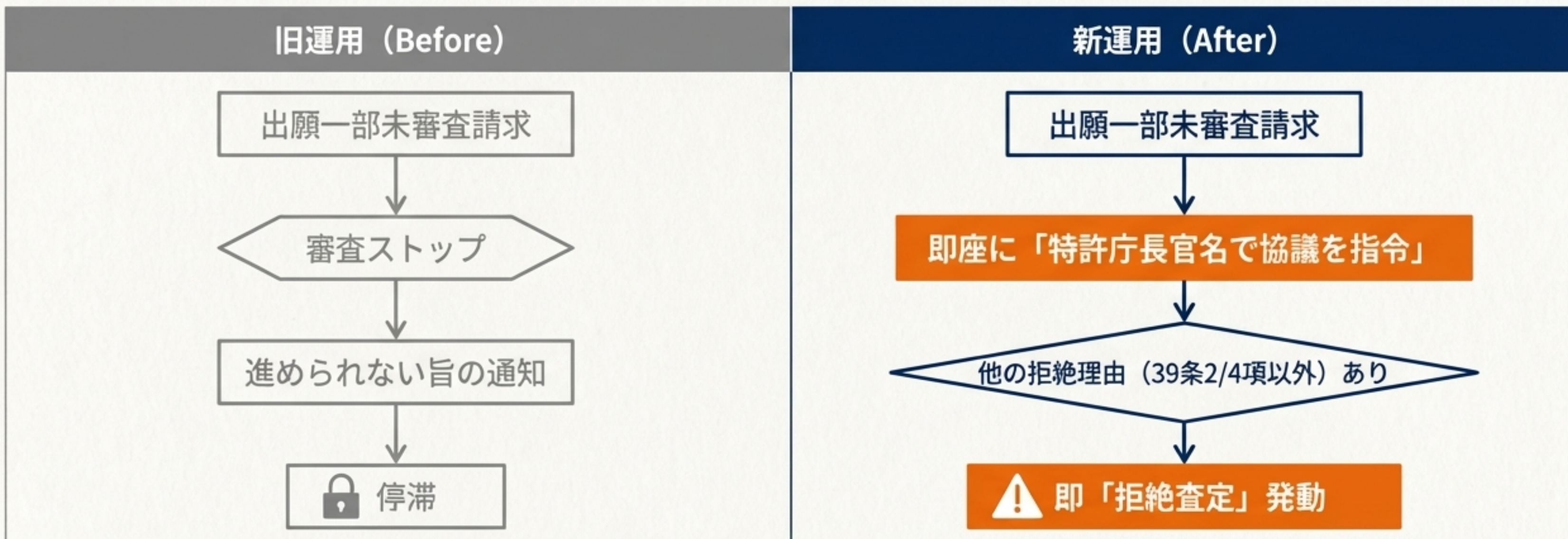
Context: 分割出願において誤訳が改められた場合、外形的に「分割直前の明細書」に記載がない事項を含んでしまうケースの取り扱い。

Rule: 原出願（外国語書面出願）において「誤訳の訂正を目的とする補正事項として許され得る範囲内」であれば、外形的な不一致を理由に分割要件違反（要件3違反）とは判断されない。



同日出願の処理フロー刷新：出願人が異なる場合の迅速化

- 【Before (旧運用)】：審査請求されていない同日出願があると「審査を進められない旨の通知」が出され、手続きが長期停滞していた。
- 【After (新運用)】：ストップせず直ちに特許庁長官名で「協議指令」を発出。さらに、39条2項/4項以外の拒絶理由があれば、速やかに「拒絶査定」が可能となり、審査が劇的に加速する。



同一出願人の同日出願対応と「協議指令後」のプロセス

同一出願人の場合

39条の拒絶理由通知と同時に「協議指令」を実施。
他の拒絶理由（39条以外）がある場合も、五月雨式ではなく「同時に通知」する運用へ。

同時実行 (Simultaneous Action)

拒絶理由通知

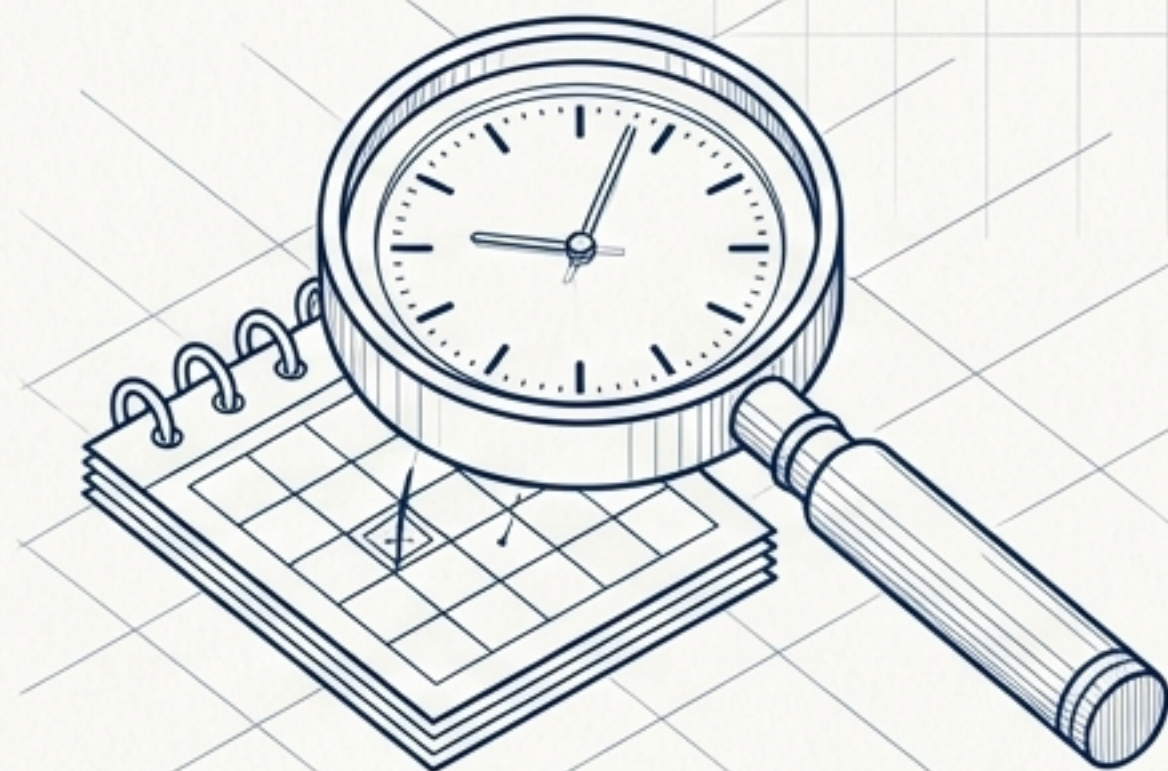
協議指令

他拒絶理由の
同時通知

協議指令後の対応

「協議の指令をした後の取扱い」が新設。出願人が取り得るアクションと特許庁の対応がガイドライン上明確化された。

審査官の義務



出願の時・日の厳格確認

審査官は、本願特許出願の「時」又は「日」を必ず確認することが明記された。

拡大先願：出願人同一性の「実質的」判断の強化

名義変更トラップ

対象出願自体ではなく、「他の出願」で出願人名義変更届が提出されている場合でも、それを考慮して本願出願時点での出願人同一性を判断する。

M&A・組織再編トラップ

会社分割は一般承継に該当し、特許庁への届出が未了でも承継の効力は発生している。改称や一般承継があった場合、実質的に「出願人同一」と判断されるケースがある旨が追記された。

Applicant Identity Matrix 出願人同一性チェック表	特許庁への届出状況	実質的判断基準
名義変更	他の出願で名義変更届あり	届出がなくても本願出願時点の実態を考慮し判断
一般承継・会社分割	特許庁への届出未了	承継の効力は発生済み (実質的に同一と判断)

知財実務へのインパクト・マトリックス：フェーズ別戦略の再構築

4つの改訂が、実務のどのフェーズでどう影響するかを統合。

	除くクレーム/進歩性	外国語書面	同日出願	拡大先願
出願・明細書作成	—	—	防衛出願における同日出願フロー変化を前提としたタイミング戦略	—
中間処理	進歩性反論における「程度の差異」主張。除くクレームのロジック精緻化	—	—	—
分割・M&A戦略	—	翻訳ルール厳格化に伴う分割タイミングの厳密管理	—	組織再編時（会社分割等）の拡大先願リスクのデューデリジェンス

IP部門・特許事務所が明日から取るべき3つのアクション

1. ガイドライン更新



外国語書面出願における翻訳プロセス（骨組み出願の禁止）と分割要件の再確認を社内・クライアントへ周知徹底する。

2. ロジック強化



拒絶理由通知への応答時、「阻害要因の程度」や「出願時技術常識に基づく課題」を積極的に主張するフォーマットを構築する。

3. リスク管理



拡大先願リスクを回避するため、会社分割や名義変更の法務的効力発生タイミングと知財手続の連携を厳密に管理する。

結び：手続きの「予見可能性」と「透明性」の向上へ

本改訂案（令和8年4月8日版）の核心は、出願人の悪意なき誤解を解き、不適切な手続きを是正し、審査プロセス全体のスピードと透明性を高めることにあります。

特許庁の判断基準がより「実質的」かつ「実態に即したもの」へとシフトした今、出願人側にも制度の趣旨を深く理解した高度な出願・中間処理戦略が求められています。